

Press Release

2020年10月1日

過重労働問題の再発防止に向けた取り組みについて

DMG 森精機株式会社(以下、当社)は、2020年4月に奈良労働基準監督署から労災認定を受けておりました、入社2年目の技術職男性社員(当時24歳)が2018年12月13日に自死されました悲しい事案につきまして、今般、ご遺族に改めて謝罪のうえ、合意に基づく賠償金・補償金のお支払いをさせて頂きました。重ねて、ご遺族の皆様にご心からお詫び申し上げます。

当社は、この度の事案を重く受け止め、事案を認知しました翌日、2018年12月14日より即時、「勤務間インターバル12時間・12時間以上の在社禁止」を例外の一切ない形での徹底運用を開始し、過重労働を発生させない取り組みを再構築しました。更に、その後も、社内の勤務実態の問題点の再検討を進め、2020年1月1日からは、上述のインターバル制を「在社時間11時間未満・インターバル12時間」に変更するとともに、また、同時に最大でも年間労働時間を2100時間で頭打ちにするというルールを確立致しました。

また、この制度の運用を徹底するために、改めて労働時間のチェック体制を確立するための組織改革も実施し、常に複数の組織で労働時間の点検を行う状況を確認するなど、適用面においても厳格な適用となるよう改善を致しております。更にこれらを補完するため、セキュリティーゲートを設置して入退出を管理し、休日を含むインターバル時間外のPCの使用ロックなど、様々な施策を講じております。

当社は、今回の問題を労務管理上の最重要課題と再認識のうえ、今後もさらなる検討を続け、引き続き過重労働問題の再発防止を経営の最優先課題とし、社員全員が心身の健康を維持し、安心して働ける職場環境の実現に全力で取り組んでまいります。

以上